

保険医療機関における掲示

1. 施設基準等のお知らせ

当院は、東海北陸厚生局へ下記の施設基準について届出を行い、診療を行っております。

施設基準名	算定開始日
機能強化加算	令和8年4月1日
電子的診療情報連携体制整備加算	令和8年6月1日
地域包括診療加算2	令和7年12月1日
外来感染対策向上加算	令和7年10月1日
情報通信機器を用いた診療	令和7年5月1日
充実管理加算1	令和8年6月1日
二次性骨折予防継続管理料3	令和7年5月1日
在宅療養支援診療所(3)	令和7年6月1日
在宅時医学総合管理料(在医総1)	令和7年6月1日
在宅データ提出加算	令和8年4月1日
医療情報連携加算	令和8年4月1日
遠隔モニタリング加算(持続陽圧呼吸療法)	令和7年5月1日
持続血糖測定器加算1	令和7年5月1日
持続血糖測定器加算2	令和7年5月1日
外来・在宅ベースアップ評価料I	令和7年7月1日

※ 令和8年6月1日現在の届出内容です。最新の届出状況は、当院受付までお問い合わせください。

2. 長期投薬・リフィル処方箋への対応について

当院では、生活習慣病管理料（Ⅰ）（Ⅱ）、特定疾患療養管理料、その他厚生労働省の定める医学管理料を算定する患者さんに対し、患者さんの状態に応じ、以下のいずれの対応も可能としております。

対応可能な処方方法

■ ① 28 日以上の長期の投薬

症状が安定している方への長期処方が可能です。

■ ② リフィル処方箋の交付

一定期間内に同一処方箋を反復利用できる仕組みです（最大3回まで）。

ご希望の方へ

28 日以上長期投薬、又はリフィル処方箋の交付をご希望の方は、診察時に医師までお申し出ください。患者さんの病状や治療経過を踏まえ、医師が適切に判断のうえ、対応いたします。

ご注意

- 病状が安定していない場合等、医学的判断によりご希望に沿えないことがあります。
- リフィル処方箋には、投与量に限度がある薬剤（新薬・麻薬・向精神薬等）及び湿布薬は対象外となります。

3. 医療 DX 推進の体制について

(電子的診療情報連携体制整備加算 1)

当院は、厚生労働省の定める「電子的診療情報連携体制整備加算 1」の届出を行っている保険医療機関です。質の高い医療を提供するため、以下の医療 DX 推進体制を整備し、患者さんの診療情報を取得・活用して診療を行っております。

オンライン資格確認の活用

オンライン資格確認等システムを導入し、患者さんの薬剤情報・特定健診情報・診療情報等を取得・活用して診療を行っております。マイナンバーカードの健康保険証利用にご協力をお願いいたします。

電子処方箋・電子カルテ情報共有サービス

電子処方箋を発行する体制、及び国が提供する電子カルテ情報共有サービスを活用する体制を整備しております。地域医療連携ネットワーク（ぎふ清流ネット）にも参加しております。

健康管理に係るご相談

マイナポータルの医療情報等に基づき、患者さんからの健康管理に係るご相談に応じます。お気軽に医師・スタッフまでお声がけください。

明細書の無料発行・情報セキュリティ

領収証発行の際、診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した体制を整備しております。

4. 機能強化加算について

当院は、厚生労働省の定める「機能強化加算」の届出を行っている保険医療機関です。かかりつけ医として、地域における外来医療の機能分化に取り組み、初診時に総合的な医療を提供する体制を整備しております。

当院で提供する機能

- 患者さんが受診している他の医療機関、処方されているお薬を把握し、必要な服薬管理を行います。
- 専門医療機関への紹介を必要に応じて行います。
- 健康診断の結果等、健康管理に係るご相談に応じます。
- 保健・福祉サービスに係るご相談に応じます。
- 夜間・休日の緊急時の対応方法等についての情報提供を行います。

対応可能な医療機関連携

地域の医療機関と連携し、患者さんの状態に応じて適切な医療を提供できる体制を整備しております。

5. 一般名処方について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進および医薬品の安定供給に向けた取り組みの一環として、後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、薬剤の成分（有効成分）をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。

「一般名処方」とは

お薬の「商品名」ではなく「有効成分の名称」を処方箋に記載することです。

一般名処方を行う理由

- 特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。
- 有効成分が同じ複数の医薬品から、薬局でお選びいただくことが可能になります。
- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進につながり、医療費の適正化に貢献します。

医薬品の供給状況に応じた対応

医薬品の供給状況等を踏まえ、必要に応じて治療計画の見直しを行います。ご不明な点や、特定の医薬品をご希望される場合は、診察時に医師、または薬局の薬剤師までお気軽にご相談ください。

6. 明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進する観点から、領収証発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を、希望されるすべての患者さんに無料で発行しております。

明細書に記載される内容

- 受診された診療科・診療日
- 初診料・再診料等の基本診療料及び加算の内訳
- 実施された検査・処置・指導管理等の項目と点数
- 処方された薬剤の名称（院内処方の場合）

発行を希望されない方へ

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

ご注意

明細書には、診療内容や病名等を推測できる情報が記載される場合があります。受け取られた明細書の取り扱いには、ご自身でご注意ください。

7. 地域包括診療加算2について

当院は、厚生労働省の定める「地域包括診療加算2」の届出を行っている保険医療機関です。慢性疾患を有する患者さんに対し、かかりつけ医として継続的かつ全人的な医療を提供しております。

対象となる疾患

脂質異常症・高血圧症・糖尿病・慢性心不全・慢性腎臓病（透析患者を除く）・認知症のうち、2つ以上を有する患者さん

当院で行う対応

- 患者さんが受診している他の医療機関、処方されているお薬を把握し、適切な服薬管理を行います。
- 健康相談及び予防接種に係るご相談を実施しております。
- 通院する患者さんについて、介護支援専門員及び相談支援専門員からのご相談に適切に対応することが可能です。
- 28日以上の長期投薬・リフィル処方箋の活用が可能です。
- 認知症の患者さんに対しては、地域包括支援センター等と連携した診断後支援を行います。
- 院外処方を行う場合は、24時間対応をしている薬局と連携しております。

24時間の連絡体制

当院は在宅医療の提供及び当該患者に対し24時間の連絡体制を確保しております。診療時間外のお問い合わせは、下記までご連絡ください。

連絡先：0572-56-6800

8. 長期収載品の選定療養について

(令和6年10月1日施行)

令和6年10月1日より、後発医薬品（ジェネリック医薬品）が存在する先発医薬品（長期収載品）について、患者さんがご希望で先発医薬品を選択された場合、医療上の必要性がある場合等を除き、差額の一部を「選定療養費」として患者さんに自己負担いただく制度が始まりました。

「長期収載品」とは

後発医薬品のある先発医薬品のうち、後発品収載から5年経過しているもの等

自己負担となる金額

先発医薬品と後発医薬品の薬価差の4分の1相当額に、消費税等を加えた金額を、通常の自己負担に加えてお支払いいただきます。

選定療養の対象とならない場合

- 医療上の必要性があると医師が判断した場合（後発品への変更不可とした場合等）
- 薬局に後発医薬品の在庫がない等、後発医薬品の提供が困難な場合

ご相談ください

お薬の選択についてご不明な点は、診察時に医師、または薬局の薬剤師までお気軽にご相談ください。

9. 持続血糖測定システムの選定療養について

(間歇スキャン式持続血糖測定器：FreeStyle リブレ2)

当院は、厚生労働省に届出を行い、診療報酬上の保険適用対象とならない患者さんに対し、「間歇スキャン式持続血糖測定器（FreeStyle リブレ2）」を選定療養として提供する保険医療機関です。

選定療養費（自己負担額）

品目	選定療養費（税込）
FreeStyle リブレ2 リーダー 1個	6,500 円
FreeStyle リブレ2 センサー 1個（14日分）	7,000 円

※ 上記費用は、通常の保険診療費とは別に、患者さんに全額自己負担いただく追加費用です。

対象となる方

- インスリン治療を行っていない糖尿病患者さん（食事・運動療法、内服薬による治療中の方）
- 健診等で保健指導判定値を超え、食後高血糖の評価を希望される方
- 血糖変動の詳細な把握を希望される方

対象とならない方

インスリン製剤の自己注射を1日1回以上行っている患者さんは、保険診療の対象となりますので、選定療養での提供はできません。

ご利用にあたって

- 医師による診察を受けていただき、適応の判断及び使用方法の説明を行います。
- 選定療養費と保険診療費は明確に区分した領収書を発行いたします。
- ご希望の方は、診察時に医師までお申し出ください。

10. 外来感染対策向上加算について

当院は、厚生労働省の定める「外来感染対策向上加算」の届出を行っている保険医療機関です。院内における感染症の発生予防及びまん延防止のため、組織的な感染対策を実施しております。

感染対策の体制

- 院内感染管理者として院長を配置し、職員全員で院内感染対策を推進しております。
- 標準予防策（手指衛生・個人防護具の使用等）を徹底し、感染症のまん延防止に努めております。
- 発熱・咳等の症状がある方は、一般診療の方と動線を分けて対応いたします。
- 抗菌薬については「抗微生物薬適正使用の手引き」等のガイダンスに基づき、適正に使用いたします。

研修・連携体制

- 院内感染対策に関する研修会を年2回以上実施しております。
- 感染対策向上加算の届出を行う他の医療機関（連携医療機関）と連携体制を構築し、定期的な情報共有・カンファレンスを行っております。
- 新興感染症の発生時等の対応に関する院内訓練を定期的実施しております。

発熱等の症状がある方へのお願い

発熱、咳、咽頭痛等の感染症が疑われる症状がある場合は、ご来院前にお電話（0572-56-6800）にてご連絡ください。他の患者さんと動線を分けてご案内いたします。

11. 在宅療養支援診療所について

(在宅療養支援診療所3)

当院は、厚生労働省の定める「在宅療養支援診療所」の届出を行っている保険医療機関です。在宅で療養される患者さんが、安心して住み慣れたご自宅で生活できるよう、訪問診療を提供しております。

提供する在宅医療

- 計画的な訪問診療（原則として毎週木曜日）
- 患者さん及びご家族からの相談に応じる体制
- 必要に応じた往診の実施
- 看取り対応（ご本人・ご家族のご希望に応じて）

24時間の連絡・対応体制

当院では、訪問診療を行う患者さんに対し、24時間の連絡体制を確保しております。

診療時間外・休日・夜間の緊急時は、下記の連絡先までご連絡ください。

緊急連絡先：0572-56-6800

連携医療機関・連携体制

- 緊急時に入院が必要となった場合に備え、地域の入院対応医療機関と連携しております。
- 訪問看護ステーション、地域の保険薬局、介護支援専門員等と連携し、多職種でのチーム医療を実施しております。
- ぎふ清流ネット等の地域医療連携ネットワークを活用し、診療情報の共有を行っております。

訪問診療をご希望の方

通院が困難な方で、訪問診療をご希望の方は、当院までお気軽にご相談ください。診察・面談のうえ、対応可否を判断いたします。

12. 情報通信機器を用いた診療について

(オンライン診療)

当院は、厚生労働省の定める「情報通信機器を用いた診療」の届出を行っている保険医療機関です。情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）にも対応しております。

オンライン診療の対象

- 当院を継続的に受診されている再診患者さんで、医師が対面診療と比較して適切と判断した方
- 急性疾患でない、安定した慢性疾患の管理を行う方
- 一定の条件を満たした初診患者さん（厚労省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づく）

実施方法

- 当院ホームページ又はLINE 公式アカウントよりお申込みください。
- 予約日時にビデオ通話システム等を用いて診察いたします。
- 処方薬は、ご指定の薬局へ処方箋を送付いたします。

オンライン診療の制限事項

- 医師が対面診療が必要と判断した場合は、対面での受診をお願いすることがあります。
- 緊急性が高いと判断された場合は、対面診療又は救急受診をご案内します。
- 一部の検査・処置・投薬はオンライン診療では実施できません。

情報セキュリティについて

オンライン診療に用いる情報通信機器は、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に準拠したものを使用しております。患者さんの個人情報及び医療情報は適切に管理いたします。

13. 二次性骨折予防継続管理料について

当院は、厚生労働省の定める「二次性骨折予防継続管理料」の届出を行っている保険医療機関です。大腿骨近位部骨折を発症し、急性期病院で手術治療を受けられた患者さんに対し、退院後の外来において、骨粗鬆症の継続的な評価及び治療を行い、二次性骨折（再骨折）の予防に取り組んでおります。

診療の内容

- 「骨粗鬆症の予防と治療ガイドライン」及び「骨折リエゾンサービス（FLS）クリニカルスタンダード」に沿った、適切な評価及び治療を行います。
- 骨密度測定・骨代謝マーカー検査・脊椎エックス線写真等による定期的な評価を実施します。
- 初回算定日の属する月から起算して1年を限度として、月1回算定いたします。

対象となる方

大腿骨近位部骨折に対する手術治療を受けられ、急性期病院において「二次性骨折予防継続管理料1」を算定された患者さんが対象です。

地域連携・院内研修

地域の医療機関及び保険薬局等と連携し、継続的な骨粗鬆症管理を実施しております。また、骨粗鬆症に対する知識の共有と FLS の意義についての院内研修会を、年に1回以上実施しております。

14. ベースアップ評価料について

(外来・在宅ベースアップ評価料 I)

当院は、厚生労働省の定める「外来・在宅ベースアップ評価料 I」の届出を行っている保険医療機関です。

ベースアップ評価料の趣旨

医療従事者の人材確保及び賃金引上げを目的として、令和 6 年度診療報酬改定で新設された加算です。看護職員、医療事務職員、その他の医療従事者の処遇改善に充当しております。

当院での取組み

- 対象となる職員（看護師、医療事務、臨床検査技師等）の基本給又は手当の引き上げを実施しております。
- 処遇改善計画に基づき、賃金改善を継続的に行ってまいります。
- 質の高い医療を継続的に提供できるよう、人材確保及び育成に取り組んでおります。

ご理解とご協力をお願い

医療従事者の処遇改善は、地域における医療提供体制を維持するために不可欠です。患者さんのご負担増となることに対し、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

糖尿病・甲状腺 おおたけ内科クリニック

院長 大竹 宏輝